

二〇二三年度

「国語」問題

注意事項

- 1 問題および解答用紙は、試験開始の合図があるまで開かないでください。
- 2 解答はすべて解答用紙の所定の欄に楷書で記入してください。
- 3 受験番号および氏名は解答用紙の所定の欄に記入してください。
- 4 問題は1ページから14ページまでです。

〔問題一〕 次の1～6の文中の——線部(a)～(h)について、漢字はひらが

がなで読み方を示し、カタカナは漢字に改めなさい。

1 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、^(a)ベンエキ若しくは維持のため、又は公の支配に属しないジゼン、^(b)教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(日本国憲法第八十九条より)

2 時計を出して見れば、まだ八時三十分にはならない。まだなかなか大石の目の醒める時刻にはならないので、^(c)好い加減な横町を、上野の山の方へ曲った。セマイ町の両側は穢ない長屋で、塩煎餅を焼いている店や、小さい荒物屋がある。

(森鷗外『青年』より)

3 クツガエされる^(d)

ソナわって^(e)

(著作権保護の観点から本文を削除して掲載しています)

4 兄はその大広間に飯の仕切として立ててあった六枚折の屏風^(f)を黙って見ていた。彼はこういうものに対して、父の薫陶から来た一種の鑑賞力を有っていた。その屏風には妙にべろべろした葉の竹が巧^(g)に描かれていた。兄は突然後を向いて「おい二郎」と云った。

(夏目漱石『行人』より)

5 温暖化による海面上昇が海岸を浸食し、世界中で大規模な被害が起きている。国連が日本のメディアと立ち上げた「1.5度の約束」(気温上昇を産業革命前と比較し、1.5度に抑える)はあらゆる手段を^(h)コウじて守らなければならない。

(新聞記事より)

6 総務省消防庁は、感染症の患者数が高い水準で推移しているために、救急車の到着後も、患者のハンソウ先が^(h)決まらない事案が多く発生していると発表した。

(新聞記事より)

〔問題二〕 次の問1、問2に答えなさい。

問1 【例】を参考にして、文章内の語句と語句のつながりを正しく示したものをア～オから選び、記号で答えなさい。

【例】

あの向こうの山の頂きに立つことは、私がこれまで何度も挑戦を繰り返してきた大きな目標であった。

※すべてのつながりを図示しているわけではありません。

ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

ウ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

エ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

オ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

〔アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に

関する法律 第一章総則 第三条基本理念〕より〕

問2 次の【資料】は『令和3年度 食育白書』（農林水産省）「第2

章 学校、保育所等における食育の推進」の一部です。ここから読み取れることとして、正しいものをア～オから選び、記号で答えなさい。

【資料】米飯給食の着実な実施に向けた取組

米飯給食は、子供が伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を身に付けることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めることなどの教育的意義を持つものです。平成30（2018）年度には、完全給食¹を実施している学校の100%に当たる29,553校で米飯給食が実施されており、約911万人が米飯給食を食べています。また、週当たりの米飯給食の回数は3.5回となっています（図表）。

図表 米飯給食実施状況（国公立）

	平成20年度 (2008)	平成25年度 (2013)	平成30年度 (2018)
学校数	31,094校	30,198校	29,553校
実施率	99.9%	100%	100%
実施回数 (週当たり)	3.1回	3.3回	3.5回

出典：文部科学省「米飯給食実施状況調査」

農林水産省では、次世代の米消費の主体となる子供たちに、米飯を中心とした「日本型食生活²」を受け継いでもらうため、米飯給食のより一層の推進を図っています。令和3（2021）年度は、前年度に引き続き米飯給食の拡大に向けた取組への支援として、各学校が米飯給食の実施回数を増加させる場合に、政府備蓄米の無償交付を実施しました。

なお、献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ様々な食に触れることができるように配慮することが大切です。

- 1 給食の内容が、パンまたは米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む）、牛乳及びおかずである給食のこと
- 2 ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活

ア 学校は、米飯給食を通じて郷土への関心を深めるための教育

を行わなければならない。

イ 完全給食を実施している学校は、全体として米飯給食の実施回数が増加傾向にある。

ウ 日本の米消費は、米飯給食を軸とした「日本型食生活」によって支えられている。

エ 農林水産省は、米飯給食を実施する全ての学校に政府備蓄米の無償交付を実施することにした。

オ 米飯食の普及のためには、パンや麺以上に米飯を中心とした給食を優先すべきである。

（作問のため【資料】を改めた箇所がある）

〔問題三〕 次の文章は江戸時代の随筆『半日閑話』の一節です。本文

を読んで後の設問に答えなさい。

往古青山若松町に門奈助左衛門といふ者、遠藤吉七郎とならびし富家なり。ある暮二十八日のことなるに、助左衛門家来にいたつて正直なる者⁽¹⁾これあり。右の者に申しつけ、蔵宿^{※1}へ金子^{※2}五十両取りに遣はしける。折節雪にて道悪きゆゑ、財布^アを首にかけもどりが、近所の玉竜寺前にてすべり倒れやうやう宿へ帰り、足も汚れしゆゑ、まず財布を玄関^{※3}の鴨居^{※4}へ引きかけおき、まず手足を洗ひ、それより旦那の前へ出で、蔵宿^{※4}の口上^{※4}を相述べ、財布を出さんとせしが、以前鴨居へ引きかけおきしことを忘れ、仰天⁽²⁾なし、脇差^{※5}もささず駆け出だし、玉竜寺の前にて倒れし所へまかりこし探せしが、金子三十八両を得たり。これはこれ、初め倒れしは、右の金子に滑り倒れしなり。それより三十八両を拾ひ集め、あとは不足すれども、これにて申し分けあるべしと⁽³⁾よしなく立ち帰る道にて、以前かけ置けるを思ひ出し、早々まかり帰り、主人へ委細^エ申しければ、すぐさま右の次第公儀^{※7}へうかがひければ、落とせし主出でざるゆゑ、右の者へ下され、右の金子を元手として、主人も世話いたし遣はし、末には同心^{※8}の株^オにありつき、当子年まで三代相統すと、遠藤直物語なり。

※1 蔵宿：札差（年貢を両替する店）の店舗

※2 金子：貨幣

※3 鴨居：ふすま・障子などの上部に触れる横木

※4 口上：口頭で述べる内容、挨拶

※5 脇差：長い刀に添えて脇に差す小刀

※6 よしなく：しかたなく

※7 公儀：役所

※8 同心の株：下級役人になるための権利。売買の対象になっていた。

問1 ——線部(1)「右の者に申しつけ」とありますが、だれがだれに申しつけたのですか。最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

- ア 正直な人が門奈助左衛門に
- イ 遠藤吉七郎が家来の一人に
- ウ 門奈助左衛門が家来の一人に
- エ 門奈助左衛門が遠藤吉七郎に
- オ 遠藤吉七郎が門奈助左衛門に

問2 ——線部(2)「仰天なし」とありますが、その説明として最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

- ア 雪で転んだ時に仰向けにひっくり返った。
- イ 侍の魂である脇差を失くしたと思ひ慌てた。
- ウ 預かった五十両を失くしたと思ひびっくりした。
- エ 蔵宿に金子を忘れてきたことに気づいて肝をつぶした。
- オ 財布を鴨居にかけたままであることを思い出し天を仰いだ。

問3 ——線部(3)「これにて申し分けあるべし」の意味として最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

- ア 十二両不足しているが何とかこれで許しを乞おう。
- イ 雪が解ければあと十二両は見つかるにちがいない。
- ウ 三十八両だけでも戻ってくれば主人もうれしく思うだろう。
- エ どうして十二両だけなくなるなんてことを信じてもらえるだろうか。
- オ 十二両失くしてしまった責任をとって切腹しなくてはならぬだろう。

問4 ——線部A「正直なる者」とありますが、この人物の「正直さ」を示す行動として最も適当なものを本文中の……線部ア～オから選び、記号で答えなさい。

- 問5 ——線部(4)「右の金子」とありますが、何両ですか。最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。
- ア 十二両
 - イ 三十八両
 - ウ 五十両
 - エ 六十二両
 - オ 八十八両

〔問題四〕 次の文章を①～③の条件にしたがって、八十文字以上百字以下で要約しなさい。

- ① 三文で要約すること
② 第二文の書き出しを「しかし」、第三文の書き出しを「つまり」で始めること
(……………。しかし……………。つまり……………。)
③ 解答欄の一マス目から書き始め、句読点も一字に数えること

アニメやテレビドラマ、小説等に触れ、その作品の舞台となった地を実際に訪れたいと旅する人は多い。お気に入りの作品の舞台を訪れることは、ファンにとって大変胸が躍る行為だ。このような行為は、人々にとって観光の一つのスタイルとして定着している。

日本人にとって、スイス旅行の中でとりわけ人気が高いのは、「アルプスの少女ハイジ」の里を巡るコースだ。「ハイジ」の作者が夏の休暇に滞在していたことがあるという村、マイエンフェルトを訪れるコースは、訪問客のほとんどが日本人だという。このマイエンフェルト村は、フランスのガイドブック『ミシユラン』ではたった一行で片付けられているスポットである。にもかかわらず、日本の旅行案内書では、一級の観光地扱いを受けている。村はライン河畔に位置し、ブドウ酒製造を主要産業とする。ブドウ酒産業と牧草地は通常両立せず、「ハイジ」で出てくる、一面に広がる緑の牧草地とは風景を異にする村だ。しかし、観光客は、「ハイジ」ゆかりの地だと喜び、村のあれこれを見て感動し、ブドウ酒を飲むためにお金を払う。作品で描かれる光景とややかけ離れていようが、そこは気にしない。村の

人と片言で会話をし、「ハイジ」の世界で繰り広げられるやさしい人々との会話を追体験した気になる。いったんその地が作品とつながっていると認めたら、そこで愉しみを享受するのだ。現地に行くことは、あくまでこちらが勝手に作った世界像を求めている行為にすぎない。だが、観光はこうして作られていくのである。

さらに、「ハイジ」に出てくるようなアッペンツェル地方の、牧草地の周辺(あくまで「周辺」)に立ち寄るコースもある。アッペンツェル地方は、まさに私達が求めている、ほどよい自然と部分的に舗装された道、適度に放し飼いされた牛で成り立っている「理想の牧草地」である。実際の牧草地そのものは、おびただしい糞尿ふんちりょうにハエが群がっていて、決して愉快な場所とは言い難い。伸びた草が足にまわりつき、ぬかるんだ場所も多く、歩きにくくて散策には向かない。観光客は、牧草地そのものには踏み込まず一歩手前の場所に身を置き、ハイジが暮らしていたであろう世界を味わえたことに胸を熱くする。山々を眺めながら澄んだ空気を吸い、歩きやすい丈の草を踏み、これぞアルプスだと心躍らせるのだ。

この感動を支えるものは、作品から抽出された「自然＝美」「やさしさ」などのイメージが投影されたメルヘンチックな世界像である。人間と自然が織り成す「ハイジ」のやさしい世界を自分達なりに感じられれば、それで充分だ。

私達は、その地の実態から遠ざかることで、観光を成立させているのだ。現地の実態を正確に把握することに何の意味があるのだろうか。ロラン・バルトが言うように、「もう何も見えなくても、そんなことは問題ではない」(『神話作用』)のである。

(本文は加太宏邦「そして観光のまなざしだけが残った」を元に本校が作成した)

〔問題五〕 次の文章を読んで後の設問に答えなさい。

人権の起源について考えるにあたっては、まず人権の定義を考えなくてはならない。弱者救済や平等、正義、自由、尊厳などの人権とも通底する人道主義的な価値観であれば、人間社会に古くから見られたものが多くある。例えばメソポタミア文明のハンムラビ法典などのように、相手を自分と同様の存在と見て、自分がされたいのと同等の対応を相手にもするという発想は、紀元前から見られるものである。また、権力者の力を制限し、法の下で弱い立場にある者の権利を守るという考え方は、一二一五年のマグナ・カルタなどに見られるように中世の社会でも存在していた。

しかし、現在の人権理念は、これらの人道主義的な観念を超えたものである。そしてこの理念を国際社会で最初に規定したのは、一九四八年の世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) である。この時生まれた普遍的な人権 (universal human rights) は、相当に革命的な思想で、人類の歴史の中でも画期的なものであった。では、それはどのようにそれまでの人道主義的な思想と違うのか？

まず第一の大きな違いは、普遍的な人権は誰もが人間であるというだけで持っている権利であるという点である。人が人であるだけで、宗教、人種、民族、ジェンダー、階層、信条などに関わりなく、基本的

な人権を保障されるという思想は、今では当たり前前に思われるかもしれないが、これまでの長い人間社会の歴史の中で、二十世紀半ばになって初めて世界中で受け入れられた考え方である。人は生まれながらにして固有の権利を持つという、自然権 (natural rights) の考え方は、古代ギリシャ以来存在しており、ホッブズやロックなどの啓蒙思想家によって発展を遂げた。その普遍的な方向性から、自然権はその後の人権および民主主義の発展にも大きな影響を及ぼした。自然権は、主に社会の中での構成員と政府との関係、すなわち社会契約を考える中で、法制度や政府の存在以前の自然状態で人に保障された権利に言及する概念であった。そして、専制政治を行う君主は社会の構成員の自然権を侵害しているのであり、人々は自然権を根拠に君主に対抗できるという考え方が革命の時代に大きな影響を与えた。⁽³⁾ ロックは、国家が構成員の生命、自由、財産などに関する自然権を守ることを理想としていたが、その場合に想定されていた社会の構成員は限定的に理解され、主に男性、しかもキリスト教徒の白人男性を指していた。すなわち、人は誰しも生まれながらに権利を持つとはいうものの、「人」の範囲が内集団に限定されて理解されていたのである。

自分が所属する社会集団である内集団とその外にある外集団の区別は人間社会に普遍的なものであり、内集団を優先し、その構成員の生活や権利を守るのが社会集団の役目であった。しかし普遍的な人権の考

え方は、内集団と外集団の区別に関わらず、一定の人権は誰にでも保障されなければならないとするものである。フランス革命後の人権宣言やアメリカの独立宣言などでもこれに近い普遍的な権利が謳うたわれてはいたが、実際の権利主体は白人男性などの一部の人々に限定されており、その内集団に入っていない者の権利は恣意的に扱われてきた。普遍的な人権観念の下では、このような区別はもはや許されなくなるのである。

人間は多くの場合、外集団に対しては無関心であるか、一定の友好関係を保つか、あるいは脅威として敵対心を持つかであった。内集団と外集団の区別は現在でも当然残っており、内集団を優先する場面が多いことも変わりはないが、普遍的な人権思想の普及した現代では、外集団の構成員に甚大な人権侵害が行われている場合には、それに無関心であったり、それを許容することは、道徳的に許されないこととされている。ウガンダで同性愛者が迫害されていることやカザフスタンで反政府勢力が弾圧されていることなどは、普遍的な人権思想が確立される前の時代であれば、遠い国の出来事として無視されていたことであろう。しかし、今日の世界では、⁽⁴⁾これらの外集団の人権問題に直接関係を持たない日本人でも、関心や意見を持ち、何らかの行動を起こすことが求められているのである。

この外から干渉する必要があるという点が普遍的な人権思想の第二の

革新である。二十世紀半ばまでの世界では、一六四八年のウエストファリア条約で定式化された国家主権の原則の下で、国内での政治的・宗教的な事案について、外からとやかく批判したり、何らかのアクションを起こすことは、内政干渉であるとして多くの場合、避けられてきた。これは支配者にとつて相互に都合の良いシステムであり、⁽⁵⁾自国がその規範を破って他国の国内政治に干渉すれば、後から他国が自国の内政に干渉してくる事態を招く恐れがあるので、なるべくこれを忌避するのが得策であった。それでもフランスのようなカトリックの国が、他国でのカトリック信徒の弾圧に抗議するとか、ドイツが東欧の国にいるドイツ人の権益を保護するなどの、自国の利益を守る形での干渉は以前からあった。しかし、普遍的な人権思想の下での内政への干渉は、しばしば国際社会の連帯の中で、直接の利益を持たない国も巻き込んで行われるのである。

もちろん、このような人権侵害を止めるための内政への干渉や国際的な制裁は、あくまでも理論的な可能性であり、実際には国際政治の現実の前に、実効性のある行動が取られないことが多い。多くの国家が今も国家の主権を聖域と考え、それを冒すことには、反対したり躊躇ちゅうちよしたりするのが現実である。しかし、普遍的な人権思想の下では、少なくとも理論上は、国家の主権の名の下に国内で人権を侵し続けることは許されないであり、この考え方自体が画期的なものなのだ。

以上をまとめると、自分の属する集団に限らず全ての人間に人権が保障されるという普遍性原理と、他国での見知らぬ人々に対する人権侵害であつても、内政問題であるとして無視してはならないという内政干渉肯定の原理が、現代の国際人権をそれまでの人道主義と区別する二つの柱である。⁶⁾この二つの原理は、それぞれに不都合な要素を含んでいる。普遍性原理は、内集団の利益を優先するはずの人間にとっては必ずしも望ましいものではなく、特に政治的・経済的に優位な立場にある集団が利他的にこれを受け入れるのは、合理的な判断には思えない。強い立場にある集団にとっては、遠くの見知らぬ集団の窮状のために立ち上がるというのはリスクとコストが高い行動であり、みすみす自分たちに火の粉がかかるような状況に飛び込んでいくよりは、自分たちの権益を守ることに注力し無関心でいる方が得策であることが多い。また、内政干渉肯定の原理にしても、為政者の権力行使を外から抑制するものであり、国家や権力者にとっては不都合極まりないものであるはずである。にもかかわらず、国家の代表者で構成される国際組織を中心に、普遍的な人権が確立され、人権に関する問題で内政干渉が可能なシステムが作り上げられてきたのは、⁷⁾歴史の不思議であると言わざるを得ない。

(筒井清輝『人権と国家』より 作問のため本文を改めた箇所がある)

問1 ——線部(1)「人道主義的な価値観」とありますが、これにつ

いて説明したものととして最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

ア 古代にも中世にも存在しており、現代の人権理念にも通じる考え方

イ 古代や中世そして現代においても共通する、人権の定義となる考え方

ウ 古い時代に流行したが、現代の人権理念においては刷新された考え方

エ 古い時代には注目されなかったが、人権を重視する現代になって見出された考え方

オ 古代から中世にかけて各国で見受けられ、現代の人権理念においても重要度が増している考え方

問2 ——線部(2)「普遍的な人権 (universal human rights) は、相当

に革命的な思想で、人類の歴史の中でも画期的なものであった」とありますが、「普遍的な人権」は、どのような点が「革命的」で「画期的」のですか。その説明として最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

ア 自然権の考えを發展させて、生来的な権利をすべての人間に適用した点

イ 自然権の考えにとらわれずに、すべての人間に自由に生きる権利を認めた点

ウ 自然権の考えに則って、すべての人間に専制君主を罪に問う権利を与えた点

エ 自然権の考えに従って、すべての人間に法律や政治に守られる権利があるとした点

オ 自然権の考えを超えて、すべての人間に時代の常識にとらわれず生きる権利があるとした点

問3 ——線部(3)「ロックは、国家が構成員の生命、自由、財産な

どに関する自然権を守ることを理想としていたが」とありますが、これ以降、その「理想」通りにはいかなかったことが述べられています。それについて説明した次の文の空欄に当てはまる適当な語句を、本文中からそれぞれ抜き出しなさい(句読点や「」などの記号も一字に数える)。

人は社会集団を **A** (7字) に分け、自分の所属する集団の生活や権利を守りがちである。ロックが唱えた自然権の場合も、現実には社会を構成する **B** (6字) が限定的に想定されていた。特に **C** (11字) が優遇されていたのである。

問4 ——線部(4)「これらの外集団の人権問題に直接関係を持たな

い日本人でも、関心や意見を持ち、何らかの行動を起こすことが求められている」とありますが、それはどうしてですか。最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

ア 普遍的人権の行き渡った現代においては、遠い国で起きた人権侵害でも、内集団のこととして捉えないと批判されるから

イ 普遍的人権の行き渡った現代においては、内集団と外集団の違いに関係なく、人権侵害はあつてはならないこととされるから

ウ 普遍的人権の行き渡らない人道主義の時代から、外集団で起きた人権侵害は内集団で起きたのと本質的には変わらないと理解されて来たから

エ 普遍的人権の行き渡った現代であっても、外集団が内集団の脅威となる場合には、外集団で行われている人権侵害に問題意識を持つことが正しいとされるから

オ 普遍的人権の行き渡った現代においては、外集団の人々が人権侵害をされたのであつても、内集団にある者はそれを自分のこととして捉える想像力が要求されるから

問5 ——線部(5)「支配者にとって相互に都合の良いシステム」と

ありますが、どのようなシステムですか。その説明として最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

ア 国家の主権を尊重し、国家間で内政干渉が起きた場合は当事者国同士で問題の解決を図るようにするシステム

イ 国家の主権には配慮するが、大国が勢力を拡大していくことによって国際秩序の安定を図ろうとするシステム

ウ 国家の主権は不安定なもので、既存の国家の数がこれ以上増減しないように国際的な組織が調整を図るシステム

エ 国家の主権を不可侵であるとし、たとえある国に人権侵害があつたとしても批判や行動することを避けようとするシステム

オ 国家の主権を抑制し、ある国で人権侵害が起きたときには国際社会が連帯してその状況を改善するよう圧力をかけるシステム

問6 ——線部(6)「この二つの原理は、それぞれに不都合な要素を含んでいる」とありますが、「不都合な要素」について次のようにまとめました。空欄に当てはまる適当な語句を本文中からそれぞれ抜き出さない(句読点や「」などの記号も一字に数える)。

普遍的人権思想の下では、外集団で人権侵害が起きた場合であっても、**A**(16字)集団は、リスクとコストの高い**B**(3字)な行動を取らなければなくなる。また、為政者は、外集団で起きた人権侵害に干渉すれば、自らの**C**(4字)を外集団、すなわち外国から妨げられることになってしまう。

問7 ——線部(7)「歴史の不思議」とありますが、その「不思議」さを説明したものと最も適当なものを次から選び、記号で答えなさい。

- ア 普遍的人権が確立したにもかかわらず、それが国際社会に十分に行き渡らないこと
- イ 普遍的人権が確立するには時期尚早なはずなのに、時代を先取りして世界中に普及してしまったこと
- ウ 普遍的人権の確立は、むしろそれが普及すると支障のある立場の人たちによって進められてきたこと
- エ 普遍的人権の確立によって解消されたはずの内集団と外集団の区別が、まだ社会の根底に残っていること
- オ 普遍的人権の確立は人間にとって理想の実現であるはずだが、依然として理論的な可能性に留まったままであること

問8 本文の内容と合致しないものを次から一つ選び、記号で答えなさい。

ア 普遍的人権の理念はそれまでの人道主義を超えたものであり、二十世紀半ばの世界人権宣言において、初めて国際社会で規定された。

イ フランス革命後の人権宣言やアメリカの独立宣言においても、普遍的人権に近い権利は掲げられてはいたが、実際にはそれは実現されていなかった。

ウ 一般的に人間は外集団に対しては、無関心であるか、友好関係を保つか、脅威として敵対するかであり、現在もそれは解消されていない。

エ 二十世紀半ばまでは普遍的な人権思想は浸透しなかったのに、人権を侵害した国の政治的・宗教的事情に対して、国際社会による干渉がしばしば起きた。

オ 普遍的な人権思想が普及した世界においては、直接の利害関係のない国をも含めた国際社会によって、内政干渉が行われることがよくある。

(以下余白)

